

SHAKAIHOKEN Gifu

社会保険

ぎふ

健康で安心できる暮らしのために…

2024. 4

令和6年 4-5月

- 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大
- 「保険料納入告知額・領収済額通知書」の電子送付を開始しました
- 健康保険料率・介護保険料率の変更
- 協会けんぽの補助でお得に健診



「飛騨・美濃すぐれもの」認定商品①～ひるがの牛乳（美濃酪農農業協同組合連合会）

発行／一般財団法人岐阜県社会保険協会

ホームページからも「社会保険ぎふ」がご覧いただけます。<https://www.gishakyo.or.jp/>

■日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> ■全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

事業所内で
回覧
しましょう

短時間労働者に対する社会保険の適用拡大

現在、被保険者数が101人以上の企業等で、**短時間労働者(加入対象要件を満たすパート・アルバイト)の社会保険(厚生年金保険・健康保険)加入が義務**となっています。

令和6年10月からは、**被保険者数が51人以上の企業等で義務化**されます。

当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、お知らせの送付等により個別のご案内をさせていただきます。

事業主の皆さま
ご確認ください

現在
被保険者数
101人
以上の企業等

令和6年10月～
被保険者数
51人
以上の企業等



加入対象の要件 (短時間労働者)

以下のすべてに該当するパート・アルバイトが加入対象となります

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 2か月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

被保険者数が51人以上の企業等とは

1年のうち6か月以上、厚生年金保険の被保険者(短時間労働者は含まない、共済組合員を含む)の総数(*)が**51人以上**となることが見込まれる企業等のことです。

*法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

専門家活用支援事業

社会保険労務士等の専門家がサポートします!

無料です!
ご利用ください

日本年金機構では、短時間労働者の適用拡大の対象となる事業所が従業員の方に説明会を行う場合などに、**社会保険労務士等の専門家を無料で派遣する「専門家活用支援事業」**を実施しています。

適用拡大に向けた準備の検討

従業員への説明・サポート

手続きに関するアドバイス

ご利用には申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所までお問合せください。

岐阜北年金事務所 ☎058-294-6364 美濃加茂年金事務所 ☎0574-25-8181
多治見年金事務所 ☎0572-22-0255 高山年金事務所 ☎0577-32-6111
大垣年金事務所 ☎0584-78-5166

顧問契約等を結んでいる社会保険労務士がいる場合は、契約を結んでいる社会保険労務士へご相談ください。

令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大の詳細は、以下のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご覧ください。 →

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



「保険料納入告知額・領収済額通知書」の 電子送付を開始しました

登録を
お願いします

社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に郵送している「保険料
納入告知額・領収済額通知書」が、オンラインで受け取れるようになりました。
利用する場合は、オンライン事業所年金情報サービスに登録をお願いします。

オンライン
事業所年金情報
サービス

利用申込み
が必要です

オンライン事業所年金情報サービスで受け取れる情報・通知書

本サービスでは、GビズIDでe-Govにログインし、利用申込みを行うことで、社会保険に
関する事業所向けの各種情報・通知書をオンラインで受け取ることができます。

社会保険料額情報

月末に納付いただく社会保険料の
見込み額をお知らせするもので
す。納入告知書が届く約1週間前
に、社会保険料額を確認できます。

NEW! 保険料納入告知額・ 領収済額通知書

社会保険料を口座振替で納付い
ただいている事業主の方に、当月
の口座振替額と前月の領収額を
お知らせする通知書です。

被保険者データ

事業所と被保険者の情報で、「届
出作成プログラム」(日本年金機構
が無料で提供)に取り込み、簡単に
届書を作成することができます。

*上記のほか、保険料増減内訳書・基本保険料算出内訳書・賞与保険料算出内訳書・決定通知書を受け取ることができます。

登録方法については、
日本年金機構ホームページをご覧ください



オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

お電話は
こちらへ!

「オンライン事業所年金情報サービス」のご利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります。

ねんきん加入者ダイヤル《日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口》

[ナビダイヤル]

[050から始まる電話でおかけになる場合]

0570-007-123 →「2番」をお選びください 03-6837-2913 →「2番」をお選びください

【受付時間】月～金曜日：午前8時30分～午後7時／第2土曜日：午前9時30分～午後4時

* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

* 通知書に表示されている内容については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

従業員の皆さまに

「標準報酬月額」または「標準賞与額」をお知らせください

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」・「算定基礎届」・「月額変更届」等により被
保険者(従業員)の「標準報酬月額」を、「賞与支払届」により「標準賞与額」を決定します。決定した「標準報酬月
額」「標準賞与額」は、「標準報酬月額決定(改定)通知書」等により、事業主の皆さまにお知らせしています。

「標準報酬月額」や「標準賞与額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要な情報
です。通知を受けた事業主の皆さまから被保険者(従業員)の方に必ずお知らせください。また、給与から標準
報酬月額にかかる保険料を、賞与から標準賞与額にかかる保険料を控除するときは、その控除額を被保険者
(従業員)に必ずお知らせください。

協会けんぽ岐阜支部の 保険料率に変更となりました

4月納付分
から

岐阜支部の健康保険料率は**引き上げ**となります

介護保険料率は**引き下げ**となります

健康保険料率

令和6年2月分(3月納付分)まで 令和6年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の 給与・賞与の

9.80% → 9.91%

介護保険料率

令和6年2月分(3月納付分)まで 令和6年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の 給与・賞与の

1.82% → 1.60%

* 健康保険料・介護保険料ともに労使折半となります。
* 40歳～64歳の方には、健康保険料に全国一律の介護保険料率が加わります。

令和4年度の皆さまの取組により**インセンティブ**を獲得しました

健康管理やジェネリック医薬品の使用といった皆さまの取組に基づき、各支部が全国の協会けんぽ47支部の中で順位づけられます。総合順位で上位15位以内に入ると報奨金(インセンティブ)が付与され、2年後の健康保険料率に反映される仕組みです。

令和4年度の岐阜支部加入の皆さまの取組により、**インセンティブ**を獲得することができました。
これにより**本来の健康保険料率から0.016%引き下げられ**、令和6年度の**健康保険料率は9.91%**となります。

岐阜支部
総合順位 **11**位

指標1

特定健診等の
実施率

17位

特定健診を
受けました!



指標2

特定保健指導の
実施率

18位

特定保健指導を
受けました!



指標3

特定保健指導
対象者の減少率

9位

メタボ
解消!



指標4

要治療者の
医療機関受診率

32位

医療機関を
受診しました!

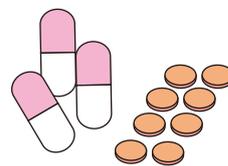


指標5

後発医薬品の使用割合
(ジェネリック医薬品)

9位

ジェネリックを
使ってます!



今後も加入者の皆さまの健康づくりをサポートできるよう取り組んでまいりますので、
ご協力をお願いいたします。

全国健康保険協会 岐阜支部
協会けんぽ

〒500-8667
岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル 14階
☎ 058-255-5155(代表)

受付時間 8:30~17:15
(土・日・祝日 年末年始を除く)

協会けんぽ 岐阜

検索

ご存じですか?

土曜日の午後も
開局している薬局は、
13時以降の調剤に
400円の割増料金が
かかります。

詳しくはこちら



最新情報

お知らせします!

メルマガ会員

になりましょう



健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額保険料額表

健保等級	年金等級	標準報酬		報酬月額 以上～未満	保険料折半額（被保険者負担分）		
		月額	日額		健康保険料		厚生年金保険料 (平29.9～)
					協会けんぽ岐阜支部（令6.3～）		
					介護保険非該当 40歳未満、65歳以上	介護保険該当 40歳以上65歳未満	
円	円	円	円	円	円		
1		58,000	1,930	～ 63,000	2,873.9	3,337.9	
2		68,000	2,270	63,000～ 73,000	3,369.4	3,913.4	
3		78,000	2,600	73,000～ 83,000	3,864.9	4,488.9	
4	1	88,000	2,930	83,000～ 93,000	4,360.4	5,064.4	8,052
5	2	98,000	3,270	93,000～ 101,000	4,855.9	5,639.9	8,967
6	3	104,000	3,470	101,000～ 107,000	5,153.2	5,985.2	9,516
7	4	110,000	3,670	107,000～ 114,000	5,450.5	6,330.5	10,065
8	5	118,000	3,930	114,000～ 122,000	5,846.9	6,790.9	10,797
9	6	126,000	4,200	122,000～ 130,000	6,243.3	7,251.3	11,529
10	7	134,000	4,470	130,000～ 138,000	6,639.7	7,711.7	12,261
11	8	142,000	4,730	138,000～ 146,000	7,036.1	8,172.1	12,993
12	9	150,000	5,000	146,000～ 155,000	7,432.5	8,632.5	13,725
13	10	160,000	5,330	155,000～ 165,000	7,928.0	9,208.0	14,640
14	11	170,000	5,670	165,000～ 175,000	8,423.5	9,783.5	15,555
15	12	180,000	6,000	175,000～ 185,000	8,919.0	10,359.0	16,470
16	13	190,000	6,330	185,000～ 195,000	9,414.5	10,934.5	17,385
17	14	200,000	6,670	195,000～ 210,000	9,910.0	11,510.0	18,300
18	15	220,000	7,330	210,000～ 230,000	10,901.0	12,661.0	20,130
19	16	240,000	8,000	230,000～ 250,000	11,892.0	13,812.0	21,960
20	17	260,000	8,670	250,000～ 270,000	12,883.0	14,963.0	23,790
21	18	280,000	9,330	270,000～ 290,000	13,874.0	16,114.0	25,620
22	19	300,000	10,000	290,000～ 310,000	14,865.0	17,265.0	27,450
23	20	320,000	10,670	310,000～ 330,000	15,856.0	18,416.0	29,280
24	21	340,000	11,330	330,000～ 350,000	16,847.0	19,567.0	31,110
25	22	360,000	12,000	350,000～ 370,000	17,838.0	20,718.0	32,940
26	23	380,000	12,670	370,000～ 395,000	18,829.0	21,869.0	34,770
27	24	410,000	13,670	395,000～ 425,000	20,315.5	23,595.5	37,515
28	25	440,000	14,670	425,000～ 455,000	21,802.0	25,322.0	40,260
29	26	470,000	15,670	455,000～ 485,000	23,288.5	27,048.5	43,005
30	27	500,000	16,670	485,000～ 515,000	24,775.0	28,775.0	45,750
31	28	530,000	17,670	515,000～ 545,000	26,261.5	30,501.5	48,495
32	29	560,000	18,670	545,000～ 575,000	27,748.0	32,228.0	51,240
33	30	590,000	19,670	575,000～ 605,000	29,234.5	33,954.5	53,985
34	31	620,000	20,670	605,000～ 635,000	30,721.0	35,681.0	56,730
35	32	650,000	21,670	635,000～ 665,000	32,207.5	37,407.5	59,475
36		680,000	22,670	665,000～ 695,000	33,694.0	39,134.0	
37		710,000	23,670	695,000～ 730,000	35,180.5	40,860.5	
38		750,000	25,000	730,000～ 770,000	37,162.5	43,162.5	
39		790,000	26,330	770,000～ 810,000	39,144.5	45,464.5	
40		830,000	27,670	810,000～ 855,000	41,126.5	47,766.5	
41		880,000	29,330	855,000～ 905,000	43,604.0	50,644.0	
42		930,000	31,000	905,000～ 955,000	46,081.5	53,521.5	
43		980,000	32,670	955,000～ 1,005,000	48,559.0	56,399.0	
44		1,030,000	34,330	1,005,000～ 1,055,000	51,036.5	59,276.5	
45		1,090,000	36,330	1,055,000～ 1,115,000	54,009.5	62,729.5	
46		1,150,000	38,330	1,115,000～ 1,175,000	56,982.5	66,182.5	
47		1,210,000	40,330	1,175,000～ 1,235,000	59,955.5	69,635.5	
48		1,270,000	42,330	1,235,000～ 1,295,000	62,928.5	73,088.5	
49		1,330,000	44,330	1,295,000～ 1,355,000	65,901.5	76,541.5	
50		1,390,000	46,330	1,355,000～	68,874.5	79,994.5	

- 健康保険（協会けんぽ岐阜支部）の保険料率 一般保険料率 99.1/1000(R6.3～) 介護保険料率 16.0/1000(R6.3～)
- 厚生年金保険料率 一般被保険者 183/1000(H29.9～) 年金32等級は、令和2年9月新設
- 子ども・子育て拠出金率 3.6/1000(R2.4～)
- 40歳以上65歳未満の方は、健康保険料(9.1%)に介護保険料(1.60%)が加わります。
- 年金1等級の「報酬月額」欄は、「93,000円未満」と読み替えてください。年金32等級の「報酬月額」欄は、「635,000円以上」と読み替えてください。
- 令和6年度における健康保険（協会けんぽ）の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○ 保険料折半額（被保険者負担分）に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- 注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○ 納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○ 賞与に係る保険料

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○ 子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。（被保険者の負担はありません。）この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。



協会けんぽでは、加入者の皆さまに**健診費用の補助**をしております。
お得に健診を受診するために、協会けんぽの補助を活用しましょう！

◆被保険者(ご本人)様向けメニュー

生活習慣病予防健診(一般健診)

対象:35~74歳の被保険者

定期健診からの
切り替えのチャンス!

- 受診を希望する健診機関へ直接予約するだけ! 協会けんぽへの申し込みは不要です。
- ご案内は3月下旬に事業所へお送りしています。

健診機関の
一覧はこちら
→



定期健診の代わりにも! 検査項目が充実!

労働安全衛生法に定める
「定期健診」の項目に加え、
がん検診もセットで
より安心!

費用補助で お得に受診!

18,865円相当の一般健診が、
協会けんぽの補助で
最高**5,282円**の負担で
受診できます。

健診を受けた後が肝心。 健診後のサポートも!

生活習慣病のリスクがある方に
保健師・管理栄養士による
無料の健康サポート
(特定保健指導)を実施。

令和6年度から付加健診の対象年齢を拡大します

付加健診とは 最高2,689円の追加費用で、一般健診に肺機能検査や腹部超音波検査等を増やして受診
することができる健診です。単独受診はできません。

対象年齢

令和5年度まで
40歳、50歳



令和6年度から
40歳、**45歳**、50歳、**55歳**、**60歳**、**65歳**、**70歳**

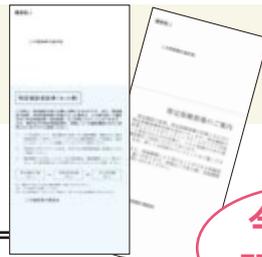


◆被扶養者(ご家族)様向けメニュー

特定健診

対象:40~74歳の被扶養者

- 受診に必要な「受診券」及び「会場一覧」を4月上旬に対象の方へお送りしています。



今年度も
開催予定!

受診券利用で 費用補助!

協会けんぽが
7,150円を補助するので、
お安く受診できます。
無料で受けられる健診機関
もあります。

お近くの医療機関で 受診!

受診できる健診機関は
全国に約50,000機関。
自宅や職場の近くでも
受けられます。

おてがるな集団健診を 開催!

無料の特定健診項目、
オプション検査(有料)が
受けられる健診を、
**お近くの商業施設や
公共施設**で開催予定!

株式会社吉川工務店



伊藤 秀哉さん

- 2016年委員就任
- 2016年入社 常務取締役
- 瑞浪市在住



事業所概要

- 住所:中津川市小川町2-8
- 設立:1937年 昭和12年の創業
- 職員数:158人(グループ171人)
- 事業:土木(生コンクリート製造・鋼構造物設計製作・砂利採取販売)、建築、住宅事業を展開する総合建設企業。3つのプラントを構え、グループ2社とともに、東濃地区を主に、顧客満足度の高い製品とサービスを提供。

人・環境・地域を支える、未来へつなげる総合建設企業。
社是「健康、誠意、協力」のもと、100周年へ向けて一致団結!

Q1.事業内容など会社概要を教えてください。
道路やリニア、学校や病院、ビルや住宅の建設、災害復興などを担い地域を支える。

東濃エリアを中心に、土木・建築・住宅・鉄骨構造・生コンクリート製造から測量・建築設計事業まで展開する、総合建設業です。社是「健康・誠意・協力」のもと、新技術やICTの導入、社員のスキルアップを図り、お客様と社会に満足度の高い製品・サービスを提供しています。

そのためにも、お客様・地域・社員の「つながり」が大切だと考えており、毎月の全社的な集会、感謝祭や出前授業を開催、地元のイベントへの参加やボランティア活動も積極的です。創業90周年、100周年に向け、今後も社員一丸となって邁進していきます。

Q2.伊藤さんのお役目は?
生き生きと長く勤められる環境を整備し、目指す新4K「高給・休暇・希望・かっこいい」。

温かい社風の中で、年下の先輩方に支えられながら総務部長として経理・労務・人事などを担っています。特に採用は重要な任務で、弊社での最初の窓口として個々に寄り添った対応を心掛けています。採用した方が仲間と生き生き働く姿を見るのが喜びですし、そんな環境づくりが私の役目です。

当然、健康経営に力を注いでおり、皆さんに夢と希望を抱かせる新4Kを目指しています。「ビーバー健康経営宣言」ではわかりや



「おいでん祭」に弊社マスコット「ビーバーくん」神輿で参加



ユニフォームも一新

すい行動目標を掲げ、完全週休2日制や残業時間削減、男性の育休取得もあり、「地域未来牽引企業」「健康経営優良法人」などに認定されました。

Q3.健康の秘訣や趣味などプライベートは?
電車通勤で歩く!歯科検診などで健康維持。

電車通勤なので歩く機会が多いことや定期的な歯科検診のおかげで、60歳を超えた今も健康に過ごせています。息子3人は自立し、今は妻と二人暮らしですが、親子でお世話になった少年野球のことを懐かしく思い出します。様々な人と関わる中で、技術も心も成長させてもらった点が会社と通じる気がします。今では野球はプレーするより観戦するばかりですが。

社会保険協会 事業のご案内 只今受付中!

[]は申し込み期間

本誌と同封の案内チラシをご覧ください。

● 社会保険事務講習会 [開催日の1週間前締切]

5月17日(金)	恵那文化センター
5月21日(火)	セラトピア土岐
5月22日(水)	OKBふれあい会館
5月24日(金)	大垣市情報工房
5月28日(火)	関市文化会館
5月29日(水)	高山市民文化会館
5月30日(木)	OKBふれあい会館

- 家庭常備薬等の斡旋 [5月17日締切]
- 日帰り温泉助成券 [通年]
- 温泉宿泊助成券 [通年]

- ボウリング利用補助券 [通年]
- 健康づくりアドバイザーの無料派遣 [通年]
- 健康づくりDVD無料貸出サービス [通年]
- 各支部の事業

所属支部の会員事業所の方が対象となります。

- 岐阜南・中濃支部
あまご釣り大会 5月19日(日)開催 [5月9日締切]
- 岐阜北支部
健康ウォーキング 5月26日(日)開催 [5月9日締切]
- 飛騨支部
健康ウォーキング 6月2日(日)開催 [5月10日締切]

岐阜県社会保険協会ホームページをご覧ください。

- 施設利用会員証 [通年]
- 紙上ウォーキング [通年]

岐阜県の企業が設立した財団法人④

一般財団法人

総合初等教育研究所



総合初等教育研究所（理事長 水谷邦照）は、(株)文溪堂により設立されました。当研究所は、小学校、中学校等における豊かな学習活動の向上を図るために、表彰及び研究会、調査研究等に関する事業を行い、我が国の教育の振興に寄与しております。

総合初等教育研究所は、以上の目的を達成するため、主に以下の事業を行っています。

1. 児童、生徒を対象としたコンクール及び表彰
2. 教育関係者を対象とした研究会及び表彰
3. 学校における学習活動向上のための助成
4. 学習用教材の質的向上に関する調査研究

総合初等教育研究所の事業

1

【てのひら文庫賞】読書感想文コンクール

読むこと、書くことは、国語教育の大切な内容ですが、特に作文力を強化することは、現代の重要な課題として要請されています。当研究所では、読書力の育成と併せて、子どもの書く力も高揚されることを念願し、この読書感想文コンクールを実施しています。



読書感想文コンクール岐阜県審査会の様子

2

教育セミナー

子どもの豊かな学びと育ちを実現するために、新しい教育課題に対する指導内容や指導方法等について、実際の授業を通じた提案やシンポジウムにより教員同士の交流を図ります。文部科学省や大学教授等の教育関係者や専門家、実践者等による講演やシンポジウム、各教科・領域に関する分科会等で構成しています。

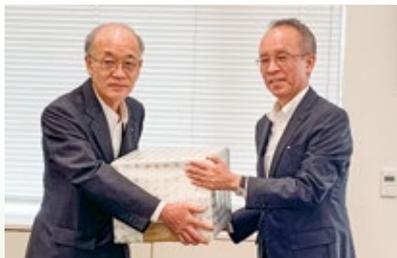


教育セミナーの様子

3

視聴覚教育促進のための助成

昭和54年度から岐阜県内の教育振興のために、視聴覚教育機器を寄贈しています。贈呈校は、岐阜県教育委員会の推薦を受けて、当研究所の選考基準に照らし合わせて決定しています。



贈呈式の様子

4

教育情報誌の発行及び調査・研究

教育の新しい動向や、全国各地の授業研究等の情報を提供する「教育時報」を年2回発行しています。

また、学習指導や学校用教材の改善を図るための基礎データを得るために、児童生徒や教師の意識等、教育課程全般について調査・研究を行っています。



教育情報誌「教育時報」



調査研究報告書



●お問い合わせ先
〒501-6297 岐阜県羽島市江吉良町江中7-1 (株式会社文溪堂内)
TEL 058-398-6633

詳しくは、ホームページでご確認ください。
<http://www.sokyoken.or.jp/>

